

議 第 1 1 3 号

火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本市火災予防条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

令和 7 年（2025 年）12 月 5 日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

記

新潟県柏崎市火災予防条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市火災予防条例（平成 17 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2 — 第 29 条の 7）」を
「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2 — 第 29 条の 7）」
第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条の 8・第 29 条の 9）」
に改める。

第 29 条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除され

るまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3 第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。

(火入れに関する条例の一部改正)

2 新潟県柏崎市火入れに関する条例（昭和59年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「又は」の次に「林野火災に関する注意報若しくは」を加え、同条第2項中「され、」の次に「若しくは林野火災に関する注意報」を加える。

新潟県柏崎市火災予防条例（平成17年3月22日条例第52号）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)</p> <p>第3章の3 <u>林野火災の予防</u> (第29条の8・第29条の9)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 (略)</p> <p>第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等 (第29条の2—第29条の7)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p><u>第29条</u> <u>火災に関する警報</u> (法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。) が発せられた場合における火の使用については、次に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を開じて行うこと。</p> <p><u>第3章の3 林野火災の予防</u></p> <p>(林野火災に関する注意報)</p> <p><u>第29条の8</u> 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災 (以下「林野火災」といふ。) の予防上注意を要すると認めるとときは、林野火災に関する注意報を発することができる。</p> <p>2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならぬ。</p> <p>3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができます。</p> <p>(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)</p> <p><u>第29条の9</u> 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象とな</p>

改正後	改正前	
<p>(区域を指定することができます。)</p> <p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合は、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に係る計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条第1項において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(屋外催しに係る防火管理)</p> <p>第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合には、防火担当者を定めた後遅滞なく）次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に係る計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの（第45条において「露店等」という。）及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。</p>	<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p>	<p>(火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出)</p> <p>第45条 次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為（たき火を含む。）</p> <p>(2)～(6) (略)</p>

改正後	改正前
<u>報若しくは火災警報が発令された場合には、速やかに消火しなければならない。</u>	場合には、速やかに消火しなければならない。